

2023年11月17日

各 位

大阪労働者弁護団

代表幹事 平方 かおる

〒530-0047 大阪市北区西天満 4-10-19-603

電話 06-6364-8620 FAX06-6364-8621

## 韓国労組法第2条、第3条改正法案に対する 大統領の拒否権行使に断固反対する！

本年11月9日、韓国国会は本会議において労働組合法第2条及び同第3条の改正案を可決した。

改正法は、下請企業の労働者の労働条件について実質的に支配・決定できる「本当の社長」すなわち元請企業を「使用者」に含めて団体交渉の相手方とする道を開き、また、労働者個人に対する使用者からの損害賠償請求に一定の制限を加えるなどするもので、労働者、労働組合の労働基本権保障を実質化するものである。大幅な賃金減額があっても実質的に減額を支配した者とは交渉できない、ひとたびストライキを構えれば生涯賃金を超える（と言っても過言ではない）損害賠償を請求されるなど、韓国の労働者が置かれた過酷な権利状態を見直し、権利を実現するために一步前進した内容である。

韓国の労働者、労働組合はかかる権利を手にするため、これまで20年以上の長きにわたり、あるときは地道に、あるときは苛烈に、運動を重ねてきたと聞いている。

韓国国会による今回の改正法案の可決は、そのような労働者、労働組合の努力に報いる誠に正しい判断であった。我々大阪労働者弁護団は、日本の地において労働者、労働組合の権利擁護、権利実現を希求する弁護士集団であるが、全ての労働者の権利擁護、権利実現を求める立場から、韓国の労働者、労働組合、民主社会のための弁護士会など民主勢力と連帯するものである。尹錫悦大統領は、韓国の労働者の実態に目を背けることなく、国民の大多数を占める労働者が労働者としての権利を実現し、人間らしい暮らしを手に入れることができるよう、改正案に拒否権を行使せず、早期の改正労働組合法成立に尽力されるよう強く求めるものである。

以上

(本声明についてのお問い合わせ先)

大阪労働者弁護団 事務局長 弁護士 小野順子

〒562-0014 箕面市萱野4-3-10 箕面野口ビル402号

メイプル法律事務所 [TEL] 072-723-9800